

別紙 1

紹介先企業が応募者と雇用契約等を締結することを決定した場合、採用者 1 人あたりの紹介手数料（税別）は下記表のとおりとする。

1. 一括での支払いとする場合

甲は、雇用契約等の締結決定時の居住地が日本国内の場合は勤務開始日、雇用契約等締結の決定時の居住地が日本国外の場合は入国日を基準として、月末締め翌月末払いにて、下表のとおり手数料を乙が指定する口座に振り込むものとする。ただし、振込手数料は甲負担とする。仮に表と異なる金額で取引する場合は、書面または電磁的記録により別途合意するものとする。

在留資格	雇用契約等の締結決定時の居住地	雇用契約等の締結決定時の日本語レベル	紹介手数料額
特定技能	日本国内	CEFR B1 (JLPT N3 相当) 以下	20 万円
特定技能	日本国内	CEFR B2 (JLPT N2 相当) 以上	25 万円
特定技能	日本国外	CEFR B1 (JLPT N3 相当) 以下	20 万円
特定技能	日本国外	CEFR B2 (JLPT N2 相当) 以上	25 万円
技能・人文・国際業務	日本国内		50 万円
技能・人文・国際業務	日本国外		50 万円

※上記日本語レベルは採用時の日本語レベルとする。日本政府が CEFR の各レベルに相当すると認める JLPT 以外のテストについても該当するものとする。

※理系技術者や医療系技術者（医師、看護師など）など特殊な技能を持つ人材については上記手数料表の限りではなく、別途協議により決定する。

2. 分割での支払いとする場合

上記表中にある各手数料額の 10 分の 1 を、毎月末締め翌月末払いで 12 回支払う。初月は、入国日や勤務開始日に関わらず、日割り計算はせず、1 ヶ月分として請求をする。但し、採用者が 12 ヶ月以内に退職した場合は、退職月を最終の請求月として、それ以後の支払いは停止するものとする。